

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【会社名】 戸田建設株式会社

【英訳名】 TODA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上舜三

【最高財務責任者の役職氏名】 -

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

戸田建設株式会社 千葉支店
(千葉市中央区新宿一丁目21番11号)

戸田建設株式会社 関東支店
(さいたま市浦和区高砂二丁目6番5号)

戸田建設株式会社 横浜支店
(横浜市中区本町四丁目43番地)

戸田建設株式会社 大阪支店
(大阪市西区西本町一丁目13番47号)

戸田建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区泉一丁目22番22号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月30日に提出いたしました第87期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部を訂正するため内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成23年12月14日付「子会社の不適切な会計処理について」で公表いたしましたとおり、連結子会社であるシブコー工業株式会社（以下「同社」）における不適切な会計処理について、同日付で第三者調査委員会（委員長高部道彦弁護士）を設置し、厳正かつ徹底した調査を行いました。当該調査により、同社において売上高の過大計上及び売上原価の繰延べといった不適切な会計処理が行われ、当社連結業績（利益）への影響額の累計が約22億円であったことが判明いたしました。

同社における不適切な会計処理は、同社幹部の主導により行われたものでありますが、当該処理が実行され発覚が遅れたのは、同社の全社的な内部統制において、取締役による経営者監視機能ならびに監査役の監査機能が不足していたこと、コンプライアンスの徹底が不十分であったこと、内部通報制度が整備、運用されていなかったことなど同社の統制環境に不備があったことに加え、当社のグループ管理体制に不備があったことによるものであります。

なお、これに伴い当社は、有価証券報告書については平成19年3月期から平成23年3月期まで、四半期報告書については平成22年3月期第1四半期から平成24年3月期第2四半期までの訂正報告書を提出しました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、重要な欠陥を是正するために、第三者調査委員会からの提言をふまえて、今後はグループ企業に対するガバナンスの強化やコンプライアンス意識の徹底などの再発防止策を講じ、当社ならびにグループ企業における適切な内部統制を整備・運用してまいります。

財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するための措置を以下のように考えております。

- （１）グループ管理の強化
- （２）グループ企業監査の強化
- （３）人事施策の見直し
- （４）企業風土改革、コンプライアンス意識の徹底
- （５）グループ内部通報制度の設置
- （６）経理情報システムの検討・整備

以上